

下水道のしおり

須賀川市

写真：八流の滝
※詳しくは裏表紙をご覧ください。

下水道の役割

環境がよくなります

下水道が整備されると、側溝に雨水だけが流れるので、まちがきれいになり、ハエ・蚊などの害虫や悪臭の発生を防ぎ快適な生活環境が整います。

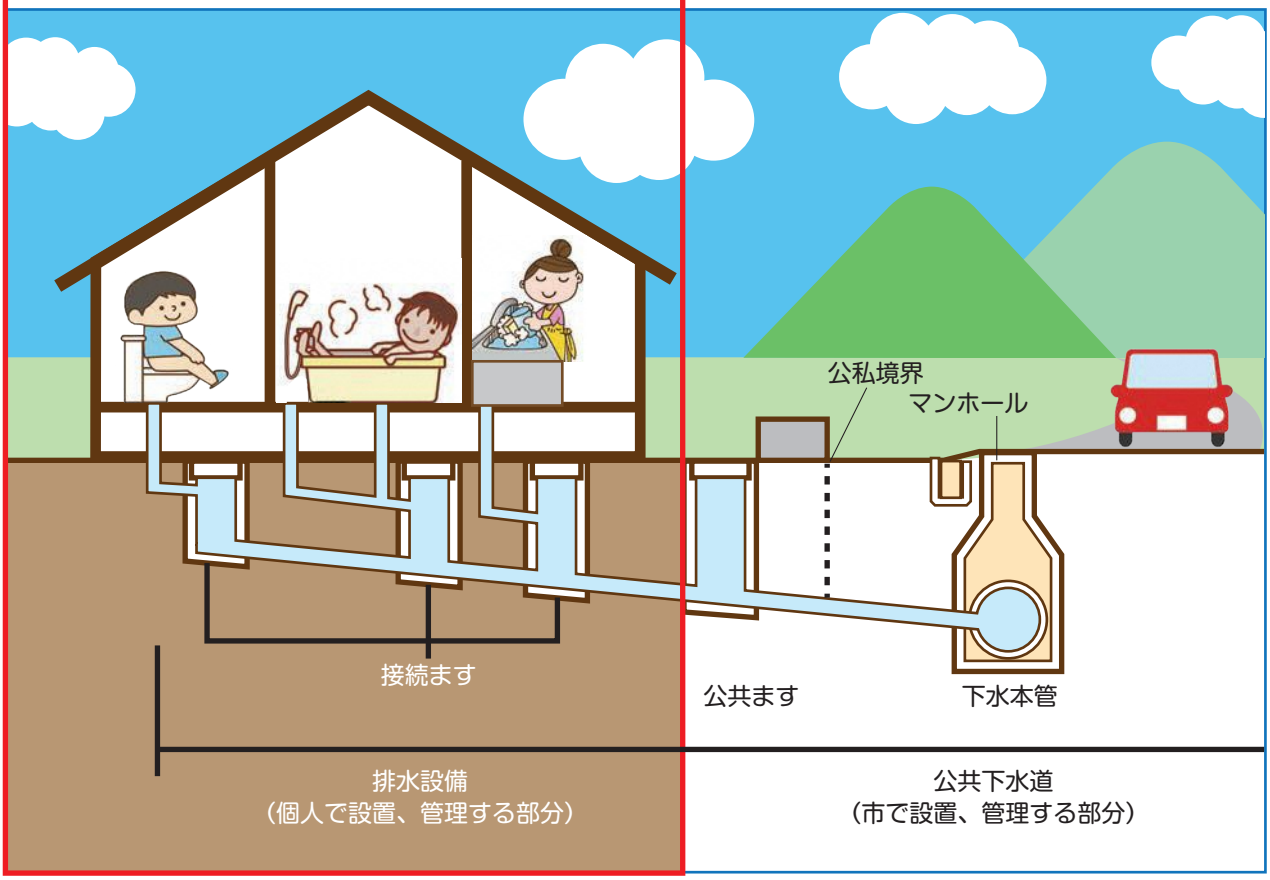
きれいな川や海を守ります

家庭や工場などから出された汚水を県中浄化センターに集め、きれいにしてから川や海に戻します。

排水設備とは

台所や風呂、トイレなどから出る汚水を下水本管に流すために敷地内に設けられた管やますのことを「排水設備」といい、排水設備の工事や保守・点検などの管理は、個人でしていただくことになります。





下水道とじょうずにつきあうために

公共下水道ができたからといって何でも流していいということではありません。下水道はみんなで使う公共の財産です。もちろんルールがあります。

油類を流さない



油類を流すと下水管がつまります。油は新聞紙に吸収させるか、処理袋や処理剤を利用してゴミとして捨ててください。

みんなで
水洗化



排水設備工事のお願い

現在お住まいの地域が下水道の未整備地域で、その後の整備により下水道が使えるようになった場合、建物や敷地の所有者は排水設備を設置し、下水本管に接続する必要があります。（下水道法第10条）

排水設備工事は指定業者へ



市では、排水設備工事が適正に行われるよう「排水設備工事指定業者」を定めています。このため、排水設備工事は必ず市の指定業者に申込みしてください。

指定業者は、工事に必要な諸々の手続きを皆さんに代わって行います。

工事期間は

実際の工事期間は排水設備工事指定業者や工事内容により変わりますが、おおむね7～10日間です。

排水設備工事の計画から完成まで

❶ 工事店を決めましょう

工事は『指定業者』以外はできません。

❷ 見積書をもらい、支払い方法を決めましょう

工事店が決まったら、設置場所等の現地調査を依頼し、見積書をもらいましょう。そして、十分に説明を聞いて支払方法を決めてください。

❸ 工事の申込み、着工

支払方法などが決まったら、工事店に正式に工事を依頼します。工事店は依頼者に代わって市の下水道施設課へ書類を提出して、工事を開始しますが、書類への署名押印は大切なことですから、内容をよく確認して自分自身でするようにしましょう。

❹ 工事が完了

工事完了後、施工箇所を市の職員が検査に伺います。その際、使用上の注意等を説明します。

下水道はみんなのものです!! 大切に使いましょう！

生ゴミを流さない



台所から出る野菜くずや残飯などを流すと下水管がつまり事故の原因になります。

トイレに物を流さない



トイレットペーパー以外の紙類やたばこ・ガムなどは水に溶けませんので特に流さないでください。

有機リン洗剤はやめよう



リンは下水処理場でも完全に処理ができないため、川や海の環境を悪化させます。なるべく無リンの洗剤を使用してください。

受益者負担金

快適な生活環境は下水道から



住みよい環境づくりを進めるための下水道施設の設備には、多額の建設費を必要とします。

この建設費は、国や県からの補助金や企業債（借入金）、さらには市民の皆さんからの税金と受益者負担金によってまかなわれています。

建設費の一部になる負担金

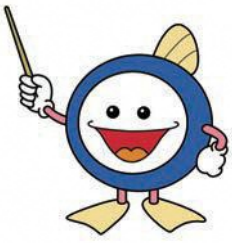
下水道事業は、農業集落排水事業や合併処理浄化槽整備事業との整合を図りながら、事業計画を策定し整備を進めていきます。

このため、下水道を利用できる地域が限られ、下水道の建設費を公費（市税等）だけでまかなうことは、下水道の恩恵を受けない人たちまで負担をかけることになります。

そこで、下水道を利用できる方々に、建設費の一部を負担していただき、下水道の整備を進めていこうというのが「受益者負担金」の目的です。

受益者負担金の対象となる土地は

下水道が整備された区域内の宅地、田、畑等の土地がすべて対象となります。なお、土地等の状況により負担金は「徴収猶予（一定期間徴収を猶予すること）や「減額・免除（一律に賦課された負担金を、土地の利用状況及び受益者の負担能力によって減額または免除する）」の制度があります。

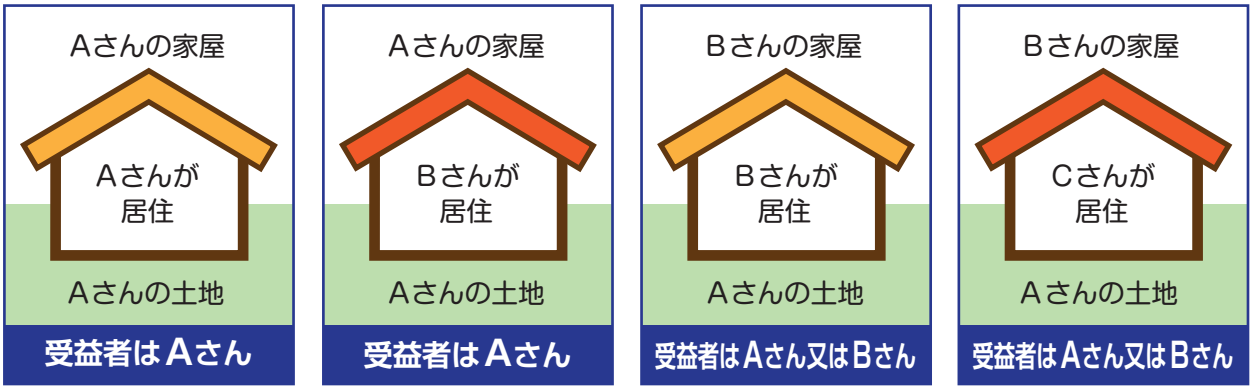


納める人（受益者）は

受益者とは、負担金を納めていただく方で、公共下水道が整備された区域内に「土地を所有している方」を言います。

地上権、質権、使用貸借、賃貸借による権利（一時使用のために設定された権利は除く。）の目的となっている土地については、それぞれの「権利を有している方」が受益者となります。

ただし、権利者と土地所有者が協議して、土地所有者を受益者とすることができます。



負担金の額は

受益者負担金は、土地の面積に応じて算定されます。負担していただく金額は、1㎡当たり450円です。

なお、その土地に対する負担金の賦課は、一度だけです。

負担金 1㎡当たり 450円

例えば、330㎡（約100坪）の土地を所有している場合は

330㎡ ×450円＝148,500円

負担金の全額（5年分）を一括して納めると

負担金の全額（5年分）を、初年度第1期の納期限までに一括で納めると、約13%の報奨金が交付されます。（納付する際に、負担金の全額から報奨金額を差し引いた額を納付していただきます。）

ただし、2期以降に、残りの負担金を全額納付しても、報奨金は交付されませんのでご注意ください。

一括納付すると

負担金　　報奨金　　納付額

148,500円－19,740円＝128,760円

負担金の納付は

受益者負担金は、皆さんが納めやすいように5年に分割し、さらに1年を4回に分けて納めていただきます。（20回分割）

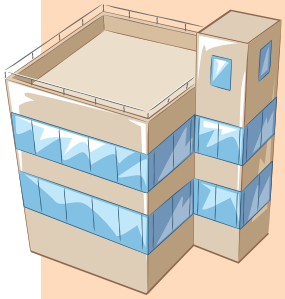
第1期	7月1日～7月31日
第2期	9月1日～9月30日
第3期	11月1日～11月30日
第4期	2月1日～2月末日

20回に分割すると

（負担金 148,500円）

	負担金	第1期（7月）	第2期（9月）	第3期（11月）	第4期（2月）
1年目	32,500	8,500	8,000	8,000	8,000
2年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000
3年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000
4年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000
5年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000

申告から納付まで



須賀川市役所

負担金の賦課対象区域の公告（3月）

土地所有者に申告用紙を送付（5月）

受益者の申告

負担金の決定通知、納付書の送付（7月）

負担金の納付



受益者

下水道使用料



みなさんの家庭で排水設備工事が完了し、公共下水道が使用できるようになりますと、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。

納めていただいた使用料は、終末処理場の運転経費や下水道管の清掃、修理など、維持管理経費の一部にあてられます。

汚水量の認定は

下水道使用料金は、流した汚水の量に応じて計算されますが、その汚水量は、次のように計算されます。

使用状況	汚　水　量
水道水	上水道の使用水量
井戸水	一般家庭で 1 か月当たり 2 人まで　10 ㎥ 3 人目から 1 人 5 ㎥
水道水 と 井戸水	上水道の使用水量と 井戸水の使用水量の 1/2 を合計した水量

使用料はいくら

下水道使用料（2ヵ月）

種　別	基本使用料金	超過使用料金（1㎥につき）	
一　般	20㎥まで 3,124 円 （うち消費税284 円）	21 ㎥～ 40 ㎥	162.8 円 （うち消費税 14.8 円）
		41 ㎥～ 60 ㎥	170.5 円 （うち消費税 15.5 円）
		61 ㎥～ 100 ㎥	178.2 円 （うち消費税 16.2 円）
		101 ㎥～ 200 ㎥	187 円 （うち消費税 17 円）
		201 ㎥以上	195.8 円 （うち消費税 17.8 円）
公衆浴場	1 ㎥につき		55 円 （うち消費税 5 円）

計算例

一般家庭で 2 か月に 43 ㎥を排出した場合

①基本使用料
3,124 円（20 ㎥）

②超過使用料金
3,767.5 円
（20 ㎥ ×162.8 円＋
3 ㎥ ×170.5 円）

下水道使用料
①+②=6,891 円
（1 円未満切り捨て）
（うち消費税 626.5 円）

便利な口座振替をご利用ください

お支払いは口座振替が大変便利です。お申し込みの際は、通帳と届出印章をお持ちのうえ、市内金融機関または水道お客さまセンター（0248−63−7111）で手続きしてください。



水洗化工事資金の融資あっせん制度

市では、1 日も早く市民の皆さんにトイレの水洗化をしていただくため、下水道接続工事資金の融資あっせん制度を設けています。住宅はもちろんアパート、店舗等もご利用出来ますのでお気軽にご相談ください。ただし、会社の建物は該当になりません。



あっせんを受ける場合の条件は

1. 下水道の供用開始日から、3 年以内に改造工事を行うこと。
2. 市税、下水道事業受益者負担金に滞納がないこと。
3. 市内に居住し、2 の要件を備える連帯保証人を 1 名有すること。

融資の金額は

借入額 60 万円を限度とした
利子を市が負担します。

融資あっせんの申し込み

融資あっせんを希望される方は、工事を依頼する排水設備指定業者にその旨を申し出てください。

市への手続きは、指定業者が皆さんに代わって行います。ただし、申請に必要な書類がありますので準備してください。工事が完了し、

市の検査が済みますと融資が受けられます。市の指定している金融機関で融資を受けてください。



申請に必要な書類

1 融資あっせん申請書
2 印鑑証明書
3 市税等納税証明書
4 下水道受益者負担金領収書の写し

2 ～ 4 については、保証人の方の分も必要となります。

貸付金の利子は

無利子（市が負担します。）

返済方法は

返済額は**毎月 1 万円以上**とし、借りた月の翌月から 48 ヶ月以内の元金均等分割により返済していただきます。

表紙の写真：八流の滝

八流の滝は網ノ輪滝とも呼ばれ、宇津峰を源とする塩田川と小倉川とが合流した下流にあり、磨いた砥石のような断崖から、川の水が八條（やすじ）にわかれて流れ落ちるところから、この名前がついたといわれています。

松尾芭蕉が奥の細道の旅で小作田からこの地を訪れたと伝えられ、江戸時代の俳人・市原多代女は「眼に散って向ひかねけり滝の月」の句を残しています。

この先の細い山道を北へ登りつめると須賀川・塩田間の道路になり、この道を横切って大渋沢に通じる十字を「芭蕉辻」と呼びます。

周辺には網ノ輪古墳群があり、上流には中世の館跡である網ノ輪館跡があります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

6 安全な水とトイレを世界中に

須賀川市上下水道部

〒962-0028　須賀川市茶畑町65番地

◆下水道施設課◆

管理係 0248 (88) 9159　　建設係 0248 (88) 9160

◆経　営　課◆

料金サービス係 0248 (88) 9158

ホームページアドレス

https://www.sukagawa-jyogesuidojigyo.jp/